

平成 28 年 2 月 19 日

長崎地方裁判所 御中

有明海漁民・市民ネットワーク顧問  
弁護士  
元衆議院議員・首相補佐  
錦 織 淳

## 和解協議にあたって裁判所に望むこと

— 何が最も大切かを考えて戴きたい —

### 第 1 はじめに

この件は通常の民事訴訟とは根本的に性格が異なる。我が国の国策を巡る係争だからである。そして、日本の未来が託されていると言ってよい。なぜなら“各論に神宿る”からである。

その意味では、この件は裁判所にとっても荷の重いものかもしれない。しかし、三権分立下にあつて、司法もまた統治機構の一翼を担うものである以上、避けがたい裁判所の職責である。

以下、申し上げたいことを、和解を考える上での視点ごとに述べることにする。

### 第 2 皮相のみの解決（和解）は本当の解決（和解）にならないこと

仏教の寓話に“賽の河原の石積み”という話がある。親に先立って亡くなった童が三途の川の賽の河原に親の供養のため石を高く積み上げるが、完成したとたんに鬼が出てきてこれを壊してしまう。それが何度も何度も繰り返されるといふ、切なく哀しい話である。転じて無駄な努力のたとえとなる。

我々は、無自覚のうちに同じことを行ってしまう。問題がなかなか解決できないときは、誰でも苦しい。早く解決したくなる。しかし、根本的解決につながらない苦し紛れの表面的・皮相的解決は、いったんは係争（紛争）が治まり解決したように見えても、実は根底にある問題が何も解決されていないため、しばらくして、また今度は違う形で係争が吹き出してしまふ。それが繰り返されると、その時は後戻りができなくなって、事態はもっと深刻なものとなり、もはや收拾不可能となる（最近では、ブッシュ・ジュニアのイラク開戦と IS をはじめとするテロの世界中への拡散を想起していただきたい）。

その典型が水俣病を巡る補償問題である。チッソと国・県はわずかばかりの「見舞金」を与えて患者をいったんは黙らせた。しかし、それは解決にはつながらなかった。やがて、訴訟と自主交渉という激しい闘いを引き起こした。水俣病認定問題も、何度も線引きをして、そしてこれで終わりにしようという試みがなされたが、未だ解決に至っていない。水俣病の裾野の拡がりを見做して無理矢理解決しようとしたからである。

諫早湾干拓と有明海問題でも同じことが繰り返されてきた。もともと、諫早湾干

拓事業に対しては、福岡・佐賀・熊本 3 県（有明海）県漁連は猛烈に反対していた。だが、今にして思えばわずかばかりの金で事業実施に同意してしまった。干拓事業の影響は湾内及びその近傍にとどまるという説明を信じたからである。しかし、実際はそうならなかった。

干拓後の湾内漁業もせいぜい 2 割程度の漁獲減にとどまるという説明を信じて、これまた今にして思えばわずかばかりの金で事業実施に同意してしまった。しかし、現実はまだ違った。干拓事業着手後直ちに伝統のタイラギ漁業は壊滅的な打撃を受けてしまった。まず、もっとも弱い底生のタイラギ漁業を死滅させ、次に漁船漁業に打撃を与えた。そして、遂には海苔漁業にまで深刻な影響を与えた。被害は有明海全域に広がった。

貴裁判所の「和解勧告」は、

「解決金として、支払済みの間接強制金に加えて一定の金額を支払う」

というが、

「諫早湾干拓事業と有明海漁業の衰退・滅亡との間の因果関係が、有りや無しや」

という、我が日本国民に与えられたこの不幸な課題にどうしたら答えられるかという根本問題から目をそらし、この問題を根本的に解決しないことによって失われる巨額の損失に比べたらほんの僅かばかりのお金を漁民に与えて、その漁民を黙らせてみたところでいったい何になるのだろうか。

### 第 3 何が解決しなければいけない課題か

確かに、開門を命ずる確定判決と開門差止めの仮処分決定が併存し、また国が確定判決に基く義務を履行しないという「異常な事態」が続いている。

貴裁判所の和解案に従えば、確かにこのような表面上の対立は解消されるだろう。国が確定判決を履行しないという前代未聞の事態も解消される。

しかし、それでよいのか。それはたんに深刻な問題の表面だけを糊塗することにならないか。そのような表面的で皮相な解決を“解決”とすることによって満足した結果、もっと巨大な損失を蒙ることにならぬのか。

今、我々に与えられている「開門の是非」というのは、開門によって有明海の自然環境ひいては漁業にどの程度の回復がもたらされるかということを実証的に試してみようというものである。諫早湾干拓事業そのものの影響の有無・程度を判定するというテーマ設定に比べればはるかにつつましいものである。この程度のささやかな“実証実験”さえ許されない硬直した施策ばかり続けているようでは、我が国民の未来は暗い。開門調査は、有明海の回復、我が国の天然資源の回復という大きなテーマにとっては極めて控え目でささやかではあるが、しかし極めて有力な手段・方法である。

周知のように、我が国経済の未来への展望は全く切り開かれていない。戦後日本は、自動車・家電産業等を通じて奇跡の復活を遂げた。しかし、今後これに代わり得る産業があるだろうか？皆不安に思っている。しかも、グローバル化した世界市場の中で、日本が劣勢に立たされている分野もどんどん出ている。これからいったいどうするのか。新しい産業を興していかなければならないのではないのか。皆がそ

う思っているが、誰も答えを語らぬ。

しかし、“正しい解の一つ”が今我々の目の前にある。それは、有明海という素晴らしい天然資源をどうやったら回復できるかということである。

キーワードは、有明海が“閉鎖水域”だということである。閉じられた水域は傷つきやすい。しかし、これを反対からみると、どのような方策が有害で、どのような方策が有益かという判断を加えるうえで、これほど適切なものはない。

いかなる施策が自然や資源の回復に有効か、これを検討・研究し、一定の答えを見出すのにこれほど都合な場はない。そこでは、様々な実証実験が可能である。施策の結果を具体的に判定することができる。しかし、“外洋”ではそうはいかない。“外洋”で同じことをやろうとすれば、莫大な時間と莫大な費用がかかる。

一般的に言って、“閉鎖水域”は海水と真水が入り混じり、それだけ自然・資源の多様性に富んでいる。これを簡単に死滅させてはいけない。それは国家的損失である。

これに対し、このような“閉鎖水域”で様々な実証実験を行い、最先端の IT 技術を駆使して様々な法則を解明することができれば、それは科学技術の“巨大な成果”である。これは、新しい最先端産業の端緒ともなり得る。環境や自然破壊に苦しむ海外への“輸出”も可能である。我が国が外貨を稼ぐ一つの柱になり得るだろう。

諫早湾の“開門”は、そのような実証実験の一つである。しかも、極めて控え目にしてささやかな実証実験である。これを放棄して何をやろうというのか。このチャンスを逃して、いったい、いつ、何をやろうというのか。「養殖漁業の振興」などというのは、それに代わり得るようなしろものではないことは、ちょっと考えればすぐわかることであろう。我が国の未来を考えれば、答えはただ一つ。直ちに“開門調査”という“実証実験”に着手することである。それが「未来につながる和解」ということである。

#### 第4 その他今般の和解案で看過しがたい点

##### 1 確定判決に基く国の開門義務の不履行をあたかも容認するような口ぶりは司法が絶対に口にしてはならないこと

今般の貴裁判所の和解勧告中には、

「国が確定判決を履行しない異常な事態となっている。」

とのくだりがある。

国が確定判決を履行しないということは行政権による司法権の否定であって、国家権力自身による自己否定に他ならない。行政によって司法が愚弄されていると言っても決して過言ではない。司法に携わる者にとって、絶対に許容してはならないことである。それにもかかわらず、「異常な事態となっている」という表現は、まるで他人事のようなではないか。

しかも、このような表現は、本和解勧告の公平感を著しく阻害する。なぜなら、本和解勧告の動機は、前述したように、「開門を命ずる確定判決」と「開門差止を認める仮処分決定」が併立している「こう着状態」を打開せんとするものというが、本来重みの異なるはずの二つの裁判を比較し、確定判決より単なる保全処分を重く

見るということ自体著しく不合理であるのに、確定判決を履行しないという違法な不作為を継続し、これを改めようとしないう国の違法行為を追認・是認するかのような「和解勧告」はそれ自体の公平性に根本的な疑問を抱かせてしまう。

法治国家であるならば、確定判決に基く義務はきちんと履行する、というのが和解にあたっての最低限の前提ではないだろうか。

更にこれに関連して、容認しがたいのは、本和解勧告が

「開門に反対する地権者の協力が得られないことなどから、同工事は進捗せず」

と述べているくだりである。これは二重の意味でおかしい。

まず第一に、地権者の反対に合理性があるか否かの検討が加えられていないことである。干拓地の農業は、そもそも漁業者の犠牲の上に初めて成立し得たものである。タイラギの潜水器漁業が行きづまり、本来自らの生活の糧の手段であったはずの重い潜水器具や潜水服を身に着けて（重さ 70 キロ以上）自ら海に身を投じて命を断った漁業者もいる。開門によって漁業の回復が可能かどうかという、極めてささやかな実証実験を、何故受け入れようとししないのか。あまりにもエゴイステックな姿勢ではないか。

第二に、地権者の反対があるから確定判決を履行しないというような弁明をあたかも容認するかのよう表現はいかがなものか。このような口実がまかりとおるなら、司法の秩序は崩壊してしまうだろう。

## 2 受訴裁判所としての則を超えているのではないか

本和解勧告には、もう一つ看過しがたい重大な問題がある。それは、

「本件において開門の差止を認容する判決が言い渡され、これが確定すれば、前訴判決に基く強制執行が許されなくなる蓋然性は低くない。」

と述べるくだりである。

ここにも、以下の二点で重大な問題がある。

まず、もっとも容認しがたいのは、第一審の受訴裁判所として審理を担当しているに過ぎない貴裁判所が、高裁、ひいては最高裁における判決の“予測”に実質上言及しているということである。「これが確定すれば」というのはそういう意味である。これは三審制度の否定であり、このような“見通し”を語ることなどあってはならないことである。

第二に、百歩譲って、仮に本件が貴裁判所が言及するような形で確定したとしても、だからといって開門確定判決の効力が否定されるわけではない。二つの本案確定判決が併立するという点で、今よりも事態がより深刻になるというだけである。

いずれにしろ、第一審の受訴裁判所がこのような前提に立っている限り、和解の入口に立つことすら躊躇されてしまう。

貴裁判所の猛省を促したい。

## 第5 結語

以上の指摘に耳を傾けて戴き、司法に付託された職責と使命を果たして戴ければこれにすぐる喜びはない。

以上